

富士山縦覧場の経営にみる見世物興行の近代化

沓 沢 博 行*

目 次

1. はじめに
2. 浅草公園六区の誕生と衰退
3. 富士山縦覧場の築造過程
4. 資料にみる富士山縦覧場
5. 富士山縦覧場の会社組織化と経営
6. おわりに

キーワード 明治時代 見世物 浅草公園 富士山 株式会社

1. はじめに

1887年（明治20）11月、浅草に「栄螺を伏せた」と例えられる奇妙にして巨大な建築が現れた。富士山縦覧場、通称人造富士とも木造富士とも呼ばれる、木と漆喰で作られた高さ32mの模造富士山である。これは見世物興行として築造されたもので、客はわずかな木戸銭でその頂上へと登ることができた。まだ高層建築など数えるほどしかなかった当時、東京の町々を俯瞰する眺めは得難い娯楽であり、古来よりの富士山への信仰も後押しして、開業時には大いににぎわったと伝えられている。その話題性は、富士山縦覧場を描く多くの錦絵や刷物が残されていることから推し量ることができる。【図1】

本稿にて論じる富士山縦覧場について、まずはその研究史を整理しよう。富士山縦覧場はその特異な建築と、取り崩された後に代わって浅草に築造される凌雲閣やパノラマ館との関係から、一定の研究がなされており、先行するものとしては、当館にも縁の深い喜多川周之による論考が挙げられる。喜多川は凌



【図1】俳優出世富士登山寿語六
歌川国貞（3代）／画
1887年（明治20） 87102203

*東京都江戸東京博物館学芸員

雲閣の建設を主題とした一連の論考の中で、浅草における高所遊覧施設の端緒として富士山縦覧場を位置づけ、その顛末をまとめている。¹⁾ また、岩科小一郎は『浅草木造富士始末』と題した論考を著し、当時の新聞記事からみえる木造富士の姿を、富士講との関係も交え述べている。²⁾ しかし、富士山縦覧場に関する資料の不足もあり、それ以降は彼らの研究に依拠する形で、特異な見世物の一つとしての紹介が行われるに留まり、その実態については未だ不明な点が多い。

本稿における目的は、大きく分けて二つ存在する。一つは、すでに発表から50年以上が経過する先行研究に代わり、当館の資料を用いて富士山縦覧場の概要を改めて示すこと、そしてもう一つは、今回調査により新たに発見された文書等を用いて、近代の見世物興行史における富士山縦覧場の意義について、再評価を試みることである。

2. 浅草公園六区の誕生と衰退

本論に入る前に、まず富士山縦覧場が築造されることになる浅草公園六区という地域がどのようにして生まれたのか、その経緯を簡単に振り返ってみよう。後に「浅草公園地」と呼ばれるようになる地域は、江戸時代においては金龍山浅草寺の寺領であった。しかし時代が移り1871年（明治4）、社寺領土地の太政官布告が出され、一帯は全て官有地となった。そして、1873年（明治6）1月15日に出された太政官布告第十六号³⁾によって国から、「公園」を設置するという方針が示される。翌日には東京府が浅草、芝、上野、深川、飛鳥山の5箇所を候補地として大蔵省へ申し出、同年3月正式に浅草寺一帯は公園地と定められた。

なお、この時に言う「公園」は、現代の我々が認識する公園とイコールにはならない。太政官布告では、公園を「万人偕楽の地」すなわち、人々が楽しむ、行楽をする地というような表現をしており、緑地、自然が豊かであることを重視しているようには見受けられない。とはいえ、浅草以外の4箇所は桜の名所なども含まれ、比較的自然的多い広大な土地であったことは事実である。ただ、これら公園地を運営していく上では相応の収入が必要で、公園自体への入園料を取ることのないこの時期には、自然の魅力は直接収益に結びつきづらかった。そうした中で、江戸以来の盛り場を内包する浅草公園地は、数多く出店する店や興行から借地料を得ることが可能で、東京府は浅草での収入をもってこれら5公園の経営を安定させる意図を当初から持っていた。⁴⁾ 実際、1887年（明治10）における公園地の繰越金を除いた総収入が8,791円なのに対し、浅草公園の収入はそのうちの60%を占める5,276円で、事実公園運営資金の大半を浅草が稼ぎ出していたことが分かる。⁵⁾

そして、この収入をさらに増やすべく、1882年（明治15）より浅草公園地を拡張するための「浅草田圃」埋め立て工事が始まる。浅草田圃は火事の延焼を防ぐための「火除地」として、浅草寺の西側に江戸時代より広大な面積が確保されていたもので、1876年（明治9）12月9日、新たに浅草公園地へ組み入れられていた。

工事は12,435円の巨費をもって進められ、1882年（明治15）9月25日に着工、8か月の工期を経て翌年5月26日に竣工した。⁶⁾ その過程で「大池」（俗称：ひょうたん池）が造成され、掘削時の揚げ土は

田圃の埋め立てに活用された。そして1884年（明治17）1月16日、浅草公園は六区に区分され【図2】、浅草六区が誕生している。六区はさらに一号地から四号地に区画され、浅草寺境内奥山に展開していた様々な見世物興行は、防火上の懸念や公園地財源の拡張のため、新設の六区へと移された。この時見世物小屋は「興行遊覧場」という業種に分類されたが、当初は六区の中でも三・四号地にのみ出店が許されるという制限があった。

こうして公園地経営の軸となるべく成立した浅草六区であったが、営業可能な業種に厳しい制限が定められたことから店舗の開業が進まず、当時浅草公園世話掛の任を受け公園経営の責任者であった福地源一郎はその対応に苦慮することとなる。福地は衰退を打開するため、当初厳しい制限が設けられていた六区の営業許可種目を緩和し、また不況の中でも良好な客入りを見せていた見世物小屋について、段階的に一・二号地にも出店を許可する献策を行った。1886年（明治19）3月4日、一号地に続いて二号地への見世物小屋出店も可能となり、六区は全域に見世物小屋が立ち並ぶ東京でも稀な興行街への道を歩み始める。

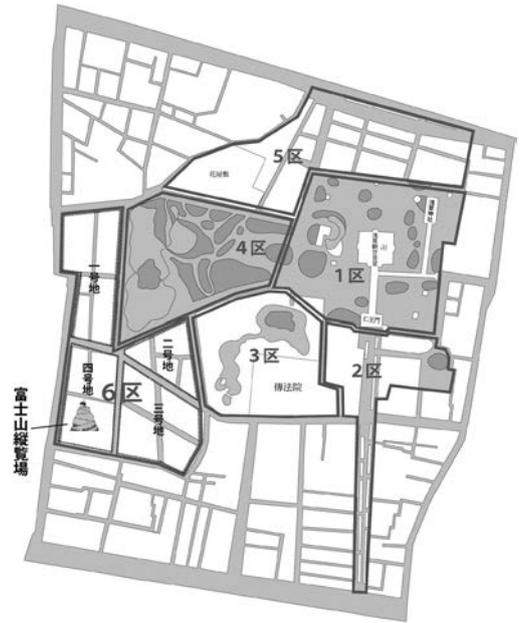
そして同年5月には公園借地人らの発案により、遅ればせながらの浅草公園開園を祝す式典が3日間に渡り催された。幕末の火災で失われていた雷門を仮設し、数々の見世物で華を添えた祝祭は注目を集め、初日の各施設における見物人は、花屋敷が14,080人、五百羅漢が2,540人、水族館が720人、象の見世物が4,808人と、いずれも「開場以来絶えて例なき大入」であったと当時の新聞は伝えている。⁷⁾

しかし、この式典から2か月と経たぬ7月13日午前、六区四号地にあった小林伊兵衛所有の見世物小屋物置にて無許可で製造されていた花火が原因の火災が発生。火は折からの南風により見る間に燃え広がり、89戸が全焼、22戸が半焼する大火事となった。⁸⁾ これによって四号地の見世物小屋はほぼ壊滅し、軌道に乗るかと思われた六区の運営はまたも苦境に陥ってしまう。

加えて1886年（明治19）の夏は、前年に続きコレラが流行し、東京府内でも多くの死者が出ていた。同年11月6日の読売新聞では、10月31日までの患者総計12,172人、内死亡者9,856人とその惨状を伝えている。⁹⁾ このような状況下においては興行の実施にも大きな懸念が寄せられ、下記のような口達警視庁から出された。

昨日警視庁へ府下各劇場の座元並に当地手踊等の営業人を召喚せられ東京ハ虎列拉流行地と認定せられたるに付てハ営業も差止むべきの處格別の詮議を以て当分差止めざるに依り営業中ハ十分豫防法を施行し空氣の流通を能くし不潔これ無き様注意致すべき旨口達ありしと云ふ¹⁰⁾

興行の差し止めこそ至らなかったものの、衛生管理の徹底が求められることになり、客足にも大き



【図2】浅草公園地の範囲と区分け

く影響した。この情勢の中大流行となるイタリア人チャリネ率いる大曲馬（サーカス）の興行広告にも、「場所の儀はテントを張り、空気最も清涼の仕掛なれば、御見物の御人には流行病等の御心配もなく、殊に場内には横浜ホテルより出張し、清涼の飲料を供すべき店も有之候間、御懸念なく御見物可被下候」¹¹⁾ という、衛生に格段の配慮を行っている旨を示す一文が見え、当時の興行主達はその対応に苦慮する様子がわかる。

火災によって生じた六区四号地の空地は折から流行したコレラの影響もあり、埋まることなく秋を迎える。借地料により経営される浅草公園にとって、広大な空地の存在は看過できぬものであった。そうした中、かつて浅草公園地の世話掛も務めた有力者である写真師江崎礼二が空地を借り受け、前述のチャリネ大曲馬を招致する計画が持ち上がる。

浅草馬道町二丁目の江崎禮二外一名より伊國曲馬師チャリ子外五十六名を雇ひ来る十五日より二十年一月十三日まで浅草公園にて曲馬を興行致し度旨昨日其筋へ出願せり¹²⁾

広大な空間を必要とする曲馬興行には、四号地の空地はむしろ好都合であったようだ。秋葉原で日延べを重ねる大人気となった後、築地へ舞台を移し、さらに吹上御苑での天覧に供せられるなど話題を集めたチャリネ大曲馬は、12月15日より浅草六区四号地での興行を開始する。しかし、満を持して始まったこの興行は、「想いの外に不入り」であったため、5月までの期間の許可を得ていたにも関わらず、当初予定の1月13日で打ち切り、靖国神社境内へ会場を移すこととなった。¹³⁾ そして、四号地には再び大きな空地が生じ、六区運営の苦境は続いた。

1887年（明治20）2月には、六区の興行主今津正次郎外8名より、営業種目などの制限を定めた公園規則のさらなる緩和を求める歎願が出された。¹⁴⁾ その中では、「右奉申之候浅草公園地御改正後最早四ヶ年ニモ相成候ニ付全六区モ繁盛ニ相成可申筈之处初年ヨリハ返テ不景況ニテ当今ハ尤寂莫トシテ出稼人一統活路ヲ失ヒ真ニ困難」であるとし、その理由として前年7月の火事により多くの興行主が去り、空地が増えて商業が成り立たなくなっている旨が述べられている。

六区の苦境、そしてその象徴とも言える六区四号地の空地、ここでにわか立ち上がってくるのが、富士山縦覧場の計画であった。

3. 富士山縦覧場の築造過程

浅草東三筋町在住の際物師寺田為吉は、六区の広大な空地を利用した、かつてない見世物を発案した。1,000坪余りの土地に高さ18間（約32m）の富士山を築造し、登覧客から木戸銭を取って一儲けをしようというものである。これ以前にも、高村光雲の設計で1884年（明治17）に佐竹ヶ原へ高さおよそ15mの大仏が建てられるなど、大きな見世物が築造されたことはあった。また1885年（明治18）には、浅草寺五重塔修理の際に架けられた高い足場に下足料を取って登覧させるという、一種の興行が行われている。これらの見世物をヒントに、寺田が富士山の計画を考えついた可能性は高い。¹⁵⁾ また、江戸中期以

降に富士講の隆盛とともに多く築造された富士塚も、もちろん頭にはあったことだろう。

1887年（明治20）3月7日付で東京府に対し、「富士山眞形ヲ築造シ、諸人縦覧ヲ以出稼営業」をすすめるために、浅草公園第六区四号地の土地1,054坪を借り受ける出願がされた。この出願の願主は寺田為吉、そしてその保証人として浅草区北清島町の井口萬吉が立てられた。しかし、このあまりに壮大な計画に対し実現性を疑う東京府は彼らの身元について浅草区へ照会を行い、その結果として下記のような報告を得ている。

右寺田為吉儀ハ際物渡世罷在、不動産等所有無之、井口萬吉儀ハ造り花渡世罷在、木造家屋（概價金七拾圓位）壹棟所有、何レモ身元薄キ者ニ有之候條（後略）¹⁶⁾

寺田は不動産の所有は無く、保証人の井口も70円ほどの木造家屋があるだけで、ろくな資産を持っていない。これでどうやって巨大な富士山を築造しようというのか。訝しんだ府は寺田らを召喚し、築造のための金策についてその方法を尋ねた。寺田はそこで、浅草区田原町の田島直七なる人物に出資を依頼した旨を伝え、田島は府へ築造に必要な金額と開業後の収入見込を見積もり、必要額3,000円を自身が出資するとの書面を提出している。さらに、寺田は実際の工事については銀座一丁目居住の永井勝輔に一切を任せることも合わせて伝達した。府は田島、永井の両名についても照会を行い、田島についてはやはり「身元等無之」であるものの、永井については「可也資産ノアルモノ」であるとして、彼が富士山の構造を堅牢にすると申し出たことも合わせ、信を置いた。そして4月19日、府は寺田の借地願に許可を出し、富士山縦覧場の計画はようやく動き始める。

さて、ここで一点疑問が生じるのは、突如現れた永井勝輔なる人物の存在である。寺田、井口、田島はいずれも浅草区居住の「身元が薄い」とされる人物であり、普段は際物や人形、造花などを商う零細の商人であったと思われる。そして後述の民事判決文書にて判明する事実だが、3,000円を出資としていた田島は、実際には金を払ってはならず、必要な資金は永井ほか銀座居住の商人らによって賄われていた。永井は1890年（明治23）には京橋区の区会議員を務めるなど¹⁷⁾、当時の銀座における名士と言って良い人物であり、彼への信用なくしては富士山縦覧場の築造は成らなかつたことは明白である。

では、寺田らと永井の接点はどこにあったのだろうか。残念ながらそれを具体的に示す資料は見つからないが、あくまでも推測として一つ考えられるのは、当時の浅草公園の運営を差配していた世話掛福地源一郎の存在である。前述の通り、当時の浅草公園六区は前年の大火による影響が未だ癒えず、厳しい状況にあった。富士山縦覧場はそんな公園内に生じた広大な空地を埋め、かつ今までに無い見世物として多くの集客を期待できるうってつけの企画である。福地が実現のため、知己の人物を紹介するなどした可能性は十分考えられるだろう。

そして富士山縦覧場の建築は、慎重を期す東京府が入念な確認・視察を行い、構造の不備を指摘するなどしたため、工期が大幅に伸び、当初3,000円と試算された建築費も12,000円にまで膨らんだ。それでも着工から半年後の10月下旬には建築が終わり、11月6日、ついに開業を迎えた。

4. 資料にみる富士山縦覧場

本章では錦絵や図面、当時の新聞記事などから、富士山縦覧場の姿と、およそ3年余りの興行の過程についてまとめる。まずは、開業日の賑わいと、頂上からの景観を伝える新聞記事を以下に引用する。

豫て諸新聞にもしばしば記載し頗る世評喧しき浅草公園の富士山はいよいよ工事落成して一昨日山開をしたる趣きを聞き一昨日早速出張し登山を試みたるに聞しに勝る廣大の築造にして高さ直立十八間、裾圍百五十間、登り二百間、頂上周圍十八間、降り二百三十間にして頂上に数個の望遠鏡を備へ東ハ隅田川より鴻の臺遠く葛飾の風景を望むを得べく西ハ箱根の連山より富士本山を一目に眺め南ハ東京市中ハ勿論品川灣より房総の山岳を手取る如く窺ひ得られ北ハ芳原千住を始め戸田近傍を眼下に見渡し其絶景云ん方なし（後略）¹⁸⁾

1887年（明治20）11月6日、ついに富士山縦覧場の山開きが行われた。入場料は一人4銭、下足料としてさらに1銭と設定され、当日はまず午前には富士講の道者2,000名余りが登山を行い、その後一般の登山を許す流れであった。その様子を描いたと思われる錦絵が当館の所蔵にある。【図3】画面右下には富士講の道者たちが列をなし、螺旋状に配された参道を登る姿も見られる。また富士山の周囲には茶屋や東海道五十三次の宿駅を模した建物も設置され、浅草に居ながらにして旅情を味わうこともできたようだ。寺田為吉が敷地内に井戸を新設する出願を行った際の文書に、場内の平面図が付されており【図4】、それら建物の配置なども把握できる。また、写真もわずかながら残されていて【図5】、実際は富士山というには少し縦長の、「栄螺を伏せた」という言われ方も納得できる形状である。

そして32mもの高さであったため、遠くからでも山影を望むことができた。その様子を示す、遠景に

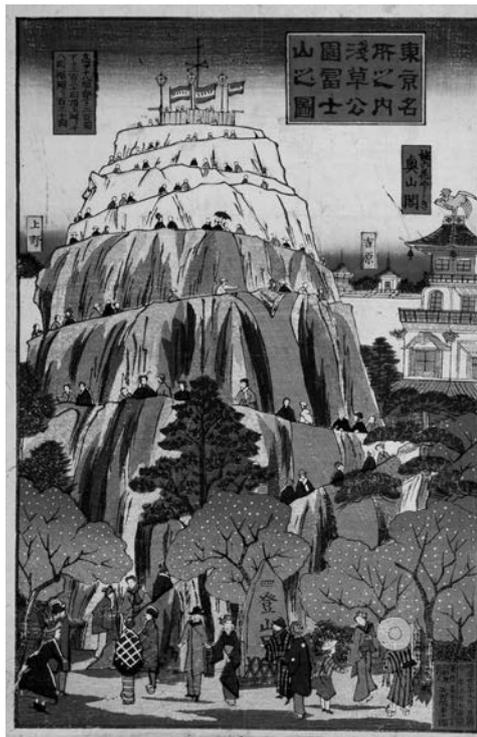


【図3】浅草公園富士山繁栄の図 歌川幾英／画 1887年（明治20）11月 15200005-7

浅草公園の富士はいよいよ一昨夜より頂上二百二十尺のところへ四個の電気燈を据付けて点火せしが其光にて公園第六區一圓八月夜の如なり²⁰⁾

これは7月25日から9月30日までの期間限定企画であったが、浅草公園六区では初めての電燈であり、電気を利用した見世物興行としても最初期のものであったと思われる。この時に改めて、頂上に電気燈を掲げた富士山を描く錦絵も出されており【図8】、話題を集めたことが伝わる。なお、この際の電燈料は一か月につき120円であったことも報じられている。²¹⁾ 入場料が一人4銭であることを考えれば、なかなか思い切った投資だったといえそうだ。

その後も開山一周年²²⁾ や憲法発布²³⁾ などの記念の折には新聞広告を掲出し、華々しいイベントの開催を告知しているが、大きな話題となった様子は見受けられない。一方で、開業から日が経つにつれて、風雨による破損が増え、1889年(明治22)9月11日に東京を襲った暴風雨でついに大被害を被ってしまう。



【図8】東京名所之内浅草公園富士山之圖
矢田部多十郎／画
1888年(明治21)9月7日 91210243

(前略) 浅草公園地の人造富士山ハ此迄追々の風雨にて一月以来の登山料ハ大方修繕に遣果したるが一昨夜の暴風雨にて塗りあげた許りの白壁も悉く毀れ丸で骨のみとなり同所の近江八景も矢張り大破損なりと(後略)²⁴⁾

しかし、この被害に対して多くの人員を投じ、2か月ほどで修繕を終えて11月21日から再度の山開きと開業三周年記念を兼ねた大祭を開いている。²⁵⁾ 12月にはインド産の大蛇の剥製を頂上に飾るなど²⁶⁾、登山者回復に向け精力的に事業を行うが、本来書き入れ時である1890年(明治23)の正月に、他所が繁盛する中で「富士山ハ寒気激しきより登山人更に無く」²⁷⁾ と評される不入りとなり、2月6日付の「東京公論」にはついに取り壊しの記事が載った。

浅草公園の富士は、此度神田区福田町・明林権兵衛氏が金五千円にて買受けたるが、不日、取崩しの上、跡地へ大倉喜八郎外二氏が金主となりて、見世物を建築すると云ふ。²⁸⁾

そして2月14日より取り壊しが始まり、²⁹⁾ 同日には東京府へ後述する共同不二会社の解散届も提出され³⁰⁾、富士山縦覧場の歴史は幕を閉じる。その広大な跡地には大倉喜八郎や安田善次郎ら有力実業家の発案による日本パノラマ館が建築された。この年はパノラマ館や凌雲閣など、大型興行施設の開業が相

次ぎ、併せて浅草公園六区の賑わいも増していくこととなる。

5. 富士山縦覧場の会社組織化と経営

富士山縦覧場については、その運営に直接関わるようなまとまった一次資料は見つかっておらず、従来は『東京市史稿』に掲載された、関係の公文書や新聞・雑誌記事などをもとに研究が進められてきた。しかし今回、東京都公文書館所蔵の公文書類にいくつか紹介されていない関係文書を見出すことができたほか、明治23年までの全国の裁判所で行われた民事訴訟の判決文等について検索・閲覧が可能な「民事判決原本データベース」（国際日本文化研究センター管理）にて、富士山縦覧場に関係した訴訟の判決文についても確認した。本章ではそれらの新出資料を用いて、富士山縦覧場の経営に関し考察を進めていきたい。

ここで注目したいのは、富士山縦覧場が株式会社によって経営されていたという事実である。これまでの研究では、発案者である寺田為吉の名のみが取りざたされてきたが、実は寺田は運営にはほぼ関与せず、実際はその建設費用を出資した人物と、彼らが組織した「共同不二会社」によって営業が行われていた。興行を会社組織が営む事例としては、十二代守田勘弥が1876年（明治9）に新富座を株式会社化した先例があるが、この時の会社は劇場運営で負った巨額の負債を証券化し、利益を配当として返済を図るのが目的で、数度設立されるがいずれも早期に解散へ至っている。³¹⁾ 伝統ある歌舞伎の劇場ではなく、浅草の見世物興行である点、そして3年間とはいえ継続的な経営を行った点を考えれば、共同不二会社の事例は極めて先進的な事例と見なすことが可能だろう。それでは資料より、その実態について見ていこう。

まず参照するのは、「浅草公園木造富士敷地返地及借地願」³²⁾ という件名の公文書である。これは、寺田為吉の名義で借用している富士山縦覧場の敷地を返地し、代わってそれを共同不二会社が借地する旨を願い出たもので、後述する井口萬吉らの訴訟があったことからその妥当性について東京府は詮議を行っている。そこでは、会社名義のものに公園地を貸渡した例は無いが、会社であっても一個人と扱いを変えるものではなく、むしろ資産を個人より有する会社であれば信用が置けるので、規約上の不都合が無ければ借地を認めるべきであること、共同不二会社の発起人となる人物は寺田為吉を除けばいずれも身元の確かな者（この場合は、十分な資産を有することを指すものと推察する）であることなど、土地を貸す公園地側の心情が垣間見れる記述がなされる。そして井口萬吉が本件に対して寄せた疑義については却下し、返地・借地を許可するよう求めている。

またこの文書には共同不二会社の定款も付属しており、会社の概要についても知ることができる。以下、定款の冒頭部分について画像として示す。【図9】

定款によれば、会社は1888年（明治21）1月1日に開業され、満5年を期間として予定、その間純益金を積み立てて木造富士より堅牢な鉄製の富士山を建造することを目的の一つとしていた。そして1株100円の株150株を発行し資金を集め、資本金を15,000円とし、出資した主要な株主が会社の運営にも携わった。発起人となったのは以下の六名で、いずれも5株以上の株主である。

共同不二會社定款	
共同不二會社ヲ創立スルニ付其株主ノ衆議ヲ以テ決定スル所ノ定款ハ左ノ如シ	
第一章	
第一條 當會社ノ營業ハ官廳ノ允許ヲ蒙リ東京府下淺草公園内第六區四路地ニ現時興行中木造富士山ヲ汎ク内外人ノ縱覽ニ供シ其縱覽料ヲ得ルヲ以テ目的トス	
第二條 當會社ノ名號ハ共同不二會社ト稱シ本社ヲ東京府下淺草區森田町五番地ニ設立スヘシ	
但支社ヲ府下淺草公園内第六區四路地ニ設立スルモノトス	
第三條 當會社ハ明治廿一年一月一日ヨリ起リ滿五ヶ年ト豫定ス	
但營業日數ハ官廳ノ御指令ヲ遵奉シ九十日間ヲ以テ一期ノ興行ト定メ滿期ニ至リ更ニ請願ヲ漸次之ヲ繼續スルモノトス	
第四條 當會社ハ有限責任トシ株主ノ負擔スヘキ義務ハ株金ニ止ルモノトス	
第五條 當會社營業場及ヒ拝借地他官廳ノ保シ諸納金一切ハ特ニ理事長ニ委嘱シ之ヲ行セシムルモノトス	
第六條 當會社營業年限中純益金ノ内ヨリ積	
金ノ爲シ而シテ淺草公園ノ一景トモ稱スヘキ最モ美麗ニシテ且堅牢ナル鐵制ノ富士山ヲ建造シテ之ヲ衆庶ノ縱覽ニ供スルヲカムヘシ	
第二章 株金ノ事	
第七條 當會社ノ資本金ハ壹萬五十圓ト定メ一ト株百圓ト爲シ總計百五十株ヲ内國人民ヨリ募集スヘシ	
但營業ノ都合ニヨリ株主ノ衆議ヲ以テ株高ヲ増減スルヲアルヘシ	
第八條 前條ノ株金ハ大約三ヶ月以内ニ掃込ムヘキモノトシ各其引受高ノ理事員會ニ於テ定メタル期限ニ入金スヘシ而シテ其時日ハ必ス十日前ニ報知スヘシ	
第九條 株主第一回拂込フ爲シタルハ當會社ヨリ假株券ヲ交付シ第二回以後ハ其金額ヲ右假株券ニ記入シ理事員之レニ鈐印スヘシ	
但最終ノ入金ヲ爲シタルハ本株券ト交換スヘシ	
第十條 株主若シ此拂込金ヲ忘ルルハ其金高ニ對シ一日百圓ニ付金五拾圓ノ延滞日歩利息ヲ徴集スシ而シテ此延滞日數六十日ヲ過キ尚ホ入金ヲ爲ササルハ當會社ニ於テ此株券ヲ賣却シ其買請人ヲシテ補欠員タラシムヘシ	
但此場合ニ於テハ賣却ニ備ル諸費及延滞日	

【図9】共同不二會社定款
 「淺草公園木造富士敷地返地及借地願 寺田為吉外3名」より
 東京都公文書館所蔵 請求番号617.A7.05所収

- 下谷区上野西黒門町 松本知義 (理事長)
- 京橋区木挽町三丁目 黒瀬茂三郎 (理事員兼会計係)
- 京橋区銀座壱丁目 石田寅吉 (理事員兼事務係)
- 日本橋区薬研堀町 甲田卯三郎 (理事員兼検査係)
- 淺草区淺草三筋町 寺田寅吉
- 京橋区銀座壱丁目 永井勝輔

理事長は後の裁判では別の人物になっていることから、株主もその後入れ替わっていったものと想像されるが、残念ながら詳細を示す資料は見つけれられていない。

注目すべきは、広大な借地を経営するにあたっては信頼のおける会社組織が好都合であると東京府側

も見なしていた点、そして経営の主体が従来からの浅草の興業主たちではなく、銀座や上野に居を構える商人たちであったという点である。

次に、「民事判決原本データベース」より検索された判例であるが、富士山縦覧場に関しては2件の訴訟が確認できた。一つは、1888年（明治21）6月29日に開かれた、井口萬吉と渡辺金太郎を控訴人に、寺田為吉と藤江金五郎を被控訴人とした「収益金配当及管理ノ訴訟」の控訴審判決文である。³³⁾同訴訟は、富士山縦覧場の最初の出願時に保証人として名を連ねた井口が、経営に加われなかったことを不服とし、築造に際する自身の貢献を訴え、運営の配当金分配と管理運営への参画を寺田らに求めたものとなっている。ここで被訴人の一人となっている藤江金五郎は銀座一丁目に店を構える潰金銀商で、彼の名前で同データベースを検索すると、他の訴訟で永井勝輔の代人を務めていた判例を見ることができることから、この訴訟においても永井の代理を務めているものと推察する。

この訴訟では、井口は富士山の雛型を寺田と共に作成し事業に着手した事実、そして最初の出願時に保証人となっていたが、実際の事業は工事の全てを請け負った永井勝輔が事業落成後の利益を抵当として自ら出資者となり、配当管理の方法なども彼らが決めたため自身が関わらなかったことを主張する。一方で被控訴人側は、富士山縦覧場の「発明」と出願は寺田が主で行ったことであること、実際の資金については寺田や永井らの協議のもと、石田寅吉が一萬二千有餘円を出して竣工に至り、故に実権は石田のもので、それが共同不二会社へと移譲されたのだと述べ、井口は石田に対して、縦覧場内の茶屋の装飾で用いる人形等を自ら売り込んでいることから、石田に実権があるという事実を知っているはずだと主張している。そしてこの訴訟は被控訴人側の主張が採られ、控訴棄却で結審した。

もう一つの訴訟は、1888年（明治21）9月18日に開かれた、寺田為吉が原告となって共同不二会社理事長新井常藏を訴えた「下足営業並木戸札之扱契約履行ノ訴訟」である。³⁴⁾こちらは、寺田が共同不二会社へ借地権を譲渡する際に約定したとする、下足料から得る収益等の支払いに関する契約の履行を求めたもので、控訴を経て寺田にはおよそ410円余りの支払いがされている。

興味深いのはその陳述の中で会社設立に至る流れが説明されていることで、それによると石田寅吉、甲田卯三郎、永井勝輔らが謀って建設費12,000円の負債を起こしたが、開業後わずか一か月余りの間にその内8,000円を償却するほどの利益を得た。その繁盛に対し関与を希望する者も現れたため、石田らが株金15,000円を新たに募り、共同不二会社を組織したという。そしてもともとの発案者であり、借地の名義者でもある寺田に、一定額の支払いをする契約を交わす代わりに借地権の譲与を認めさせ、1888年（明治21）1月1日からは共同不二会社に経営が移ったとしている。

前述した富士山縦覧場の築造過程と、これらの資料の記述を踏まえ、改めて富士山縦覧場開業と経営の会社組織化についてまとめると、以下のようになる。

寺田為吉の発案によって企画された富士山縦覧場は、その規模、建設費用がネックとなり公園の所有者である東京府からは難色を示される。そこに永井勝輔ら資産を有する銀座の商人たちが現れ、資金面を担保することによって富士山縦覧場は実現に至った。建築費用12,000円余りは石田寅吉らの負債によって賄われたが、その結果経営の実権は石田らに移る。そして開業した縦覧場には思いのほか多くの人が訪れ、わずか1か月余りの間に建設費用のうち8,000円程を償却する多額の利益を出し、人々の注

目を集めるに至った。そこで石田や永井らは興行の安定経営と発展を目論見、新たに出資を募って株式会社を設立。公園地経営の側面からも、大口の借地を安定した資本を有する会社組織が借り上げることは歓迎され、ここに浅草公園で初と思われる、会社組織による見世物興行経営が始まった。

この経緯からは、見世物興行が近代化していく上でのいくつかの契機が見て取れる。寺田が当初目指した興行の形は、資金を提供する金主を立て、自身が興行主として取り仕切るという、従来から浅草奥山で行われていたような見世物であった。しかし、浅草公園六区の造成費用に等しい12,000円を拠出できる人物は旧来の興行関係者にはおらず、資産家の商人が共同で拠出する形となった。裏を返せば、新たな層からの資金を得ることで、今まで不可能だった大規模な興行の実施が可能になったともいえる。また、従来にない形での築造が、経験がない故に様々な軋轢を生んだことも、残された公文書や訴訟の内容より伝わる。

そして、富士山縦覧場が想定以上の利益を上げたことで、投資の対象としての魅力が生まれ、株式会社の立ち上げへとつながった。先例として挙げた佐竹ヶ原の大仏や、浅草寺五重塔の登覧が、いずれも短期間で終了したのに対し、度々の風雨による破損にも対応し、3年余り常設で営業を続けられたのは、安定した運用資金を有し、設備投資や広報を適宜行える会社組織が経営していたことも大きいだろう。富士山縦覧場跡地に開業した日本パノラマ館は、大倉喜八郎ら実業家による株式会社の経営により、その後19年に渡り営業を続ける明治を象徴する見世物となるが、富士山縦覧場もまた、新たな経営形態を取り入れ常設興行を行ったという点で、近代性を先取りした見世物興行として評価することができるのではないか。

6. おわりに

ごく簡単な内容に留まるが、今回新たに発見された資料をもとに、富士山縦覧場の特に経営面に着目してその再評価を試みた。富士山縦覧場は、高塔遊覧施設の端緒であるのみならず、従来見世物に関わらなかったであろう層からの出資により実現し、株式会社により経営が為された近代的な見世物興行であったことが確認できた。例えば同時期に浅草公園六区で興行がされていた青木の玉乗り一座が、演者らを全て養子縁組し、家族とする形で経営されていたこと³⁵⁾などと比較すれば、その先進性は明白といえる。六区興行街という近代東京の中で特異な発展を遂げた街を理解する上で、こうした見世物興行の近代化の過程を改めて追うことは、研究の進展に少なからず寄与するものと期待する。

一方で、同じ土地で株式会社が運営し、長期に渡り興行を続けた日本パノラマ館との運営体制の比較や、同時期の見世物との経営方法の違いなど、新たに検討すべき課題も見えた。今後は、縁あって当館の所蔵となった浅草研究の泰斗・喜多川周史氏の収集資料の再調査も行いながら、それら課題の研究を進めていきたい。

【註】

1) 喜多川周之「十二階ひろい書(3) 凌雲閣十二階の建設契機(一)」『浅草寺文化 第3号』浅草寺資料編纂所 1964年

- 2) 岩科小一郎「浅草木造富士始末」『あしなか 第117輯』山村民俗の会 1969年
- 3) 三府ヲ始人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等は迄群集遊観ノ場所（東京ニ於テハ金龍山浅草寺東叡山寛永寺境内ノ類、京都ニ於テハ八坂社清水ノ境内嵐山ノ類総テ社寺境内除地或ハ公有地ノ類）従前高外除地ニ属セル分ハ永ク万人偕楽ノ地トシ公園ト可被相定ニ付府県ニ於テ右地所ヲ択ヒ其景況巨細取調図面相添ヘ大蔵省ヘ可伺出事
明治六年一月十五日 太政官
- 4) 『台東区史 社会文化編』台東区役所 1966年 p 287
- 5) 『台東区史 社会文化編』台東区役所 1966年 p 298
- 6) 『台東区史 社会文化編』台東区役所 1966年 p 291
- 7) 「読売新聞」1886年（明治19）5月22日付朝刊記事より
- 8) 『東京市史稿 遊園篇 第六』p69～70
- 9) 「読売新聞」1888年（明治21）11月6日付朝刊記事より
- 10) 「読売新聞」1888年（明治21）8月12日付朝刊記事より
- 11) 「朝野新聞」1886年（明治19）9月1日付朝刊掲出広告より
- 12) 「読売新聞」1886年（明治19）12月14日付朝刊記事より
- 13) 「燈新聞」1887年（明治20）1月12日付記事より
- 14) 「今津正次郎外 8名浅草公園第六区内営業期限解除願」東京都公文書館 請求番号616.D5.11所収
- 15) 喜多川前掲書 p36～37
- 16) 『東京市史稿 遊園篇 第六』p250
- 17) 「読売新聞」1890年（明治23）7月23日付朝刊記事「女教員と区会議員」にて、区会議員永井勝輔の記述がみられる。
- 18) 「読売新聞」1887年（明治20）11月9日付朝刊記事より
- 19) 「時事新報」1887年（明治20）11月20日付記事より
- 20) 「読売新聞」1888年（明治21）7月27日付朝刊記事より
- 21) 「読売新聞」1888年（明治21）8月1日付朝刊記事より
- 22) 「読売新聞」1888年（明治21）10月20日付朝刊掲出広告より
- 23) 「読売新聞」1889年（明治22）2月9日付朝刊掲出広告より
- 24) 「東京朝日新聞」1889年（明治22）9月13日朝刊記事より
- 25) 「読売新聞」1889年（明治22）11月22日付朝刊記事より
- 26) 「読売新聞」1889年（明治22）12月6日付朝刊記事より
- 27) 「読売新聞」1890年（明治23）1月6日付朝刊記事より
- 28) 「東京公論」1890年（明治23）2月6日付記事より
- 29) 「東京朝日新聞」1890年（明治23）2月15日朝刊記事より
- 30) 「共同不二会社解散届」東京都公文書館 請求番号618.A4.04所収
- 31) 寺田詩麻『明治・大正 東京の歌舞伎興行－その「継続」の軌跡』春風社 2019 p106～125
- 32) 「浅草公園木造富士敷地返地及借地願 寺田為吉外3名」東京都公文書館 請求番号617.A7.05所収
- 33) 東京高等裁判所保管「裁判言渡書 第00493号」
- 34) 東京地方裁判所保管「1888年始第333号 民第333号」
- 35) 阿久根巖『元祖・玉乗曲藝大一座－浅草の見世物』ありな書房 1994年 p84～86